

労働基準法別表第1の事業所区分

(令和7年4月1日現在)

所管	労基法別表第1号別区分	事業所名
川崎市人事委員会	第12号 (教育・研究)	市民ミュージアム、岡本太郎美術館、環境総合研究所、食品衛生検査所、健康安全研究所、看護大学、教育文化会館(3)、市民館(7)、図書館(8)、総合教育センター、日本民家園、青少年科学館、小学校(115)、中学校(52)、高等学校(5)、特別支援学校(4)
	非該当官公署	市長事務部局本庁、公文書館、市税事務所(4)、中小企業溝口事務所、都市農業振興センター、卸売市場、総合リハビリテーション推進センター(こころの健康課を除く。)、地域支援室(3)、児童相談所(保護係を除く。)(3)、区画整理事務所、多摩川管理事務所、霊園事務所、生田緑地整備事務所、川崎港管理センター(整備課及び設備課を除く。)、区役所(地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課及び衛生課を除く。)(7)、支所(2)及び出張所(4)、消防局、消防局航空隊、消防署(8)及び出張所(28)、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、議会局

所管	労基法別表第1号別区分	事業所名
労働局 (労働基準監督署)	第1号 (製造・加工)	学校給食センター(3)、教育委員会(学校給食関係)
	第3号 (土木・建設)	都市基盤整備事務所(2)、川崎港管理センター(整備課及び設備課に限る。)、道路公園センター(7)
	第6号 (農林)	農業技術支援センター
	第7号 (畜産・水産)	夢見ヶ崎動物公園
	第13号 (保健衛生)	こころの相談所、総合リハビリテーション推進センターこころの健康課、動物愛護センター、保育園(17)、保育・子育て総合支援センター(4)、児童相談所保護係(2)、地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)(地域支援課及び衛生課に限る。)(7)
	第14号 (接客・娯楽)	経済労働局公営事業部
	第15号 (焼却・清掃)	生活環境事業所(4)、クリーンセンター(2)、処理センター(3)、浮島埋立事業所

- (注) 1 事業所名欄の()内の数は、事業所数である。
2 上に掲げる以外の事業所については、それぞれ上位の組織中に含めるものとする。
3 上下水道局、交通局及び病院局の事業所は、労働局(労働基準監督署)の管轄である。